

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立学校 Google Workspace for Education Fundamentals 運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社ストリートスマート

3 随意契約理由

教育委員会においては、「GIGA スクール構想」に基づく学習者用端末 1 人 1 台環境の実現に向け学習者用端末を利用するための関係システム（G suite for Education 及び Microsoft Azure）の構築、設定を行った。児童生徒が 1 人 1 台の学習者用端末を日々円滑に利用していくためには、端末のネットワークに係る約 165,000 人のアカウント管理、登録が非常に重要になる。そのため、日々の児童生徒の転出入、学校統廃合、年度更新処理業務などを滞りなく実施することが必要である。

上記の G suite for Education の運用保守に係る業務を実施できるのは、令和 2 年 11 月 16 日付「大阪市立小・中学校 Google for Education 設定支援業務委託」契約において既存のローカル AD から約 165,000 人の児童生徒のアカウントを連携、登録し、Google for Education の各種サービス利用に係る新たなドメインによる G suite for Education の構築、及び Google for Education 全体の整合性を図りながら追加要件である組織体系（OU）、Active Directory との連携など、本市の大規模な学校数、児童生徒数への対応、従前から実施している個人情報保護にかかるシステム管理者権限の設定やセキュリティを踏まえたフィルタリングとの連携など本市特有の要件設定をおこなった上記の当該事業者のみである。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、当該事業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市西成区天下茶屋 1 - 1 6 - 5

大阪市教育委員会事務局 学校運営支援センター

給与・システム担当（GIGA スクールグループ）

TEL 0 6 - 6 1 1 5 - 8 0 8 2

随意契約理由書

1 案件名称

教職員情報システム運用支援業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ 関西支社

3 随意契約理由

平成27年7月8日付契約の教職員情報システムで使用している業務アプリケーションソフトウェア「COMPANY」は、民間企業、自治体を問わず、あらゆる業務シーンに対応できる様々な機能を標準機能として搭載しており、汎用的に利用することができる反面、システムの運用については、個々の設定変更の際にシステム全体に与える影響を想定しておく必要がある。一方で人事発令を受けて実施する給与支給の業務は、支給日までの日程が切迫していることや、前月、当月の勤怠を集約してから支給計算を行うため、プログラムやパラメータの設定変更が必要になった場合は短時間での確実な対応を求められる。

上記の条件を考慮し、平成28年度に追加開発した、経路検索機能、マイナンバー管理機能、令和元年度に追加した児童手当機能を含め、担当者の常駐による運用支援業務を委託する。

本システムの運用支援を行うには、システムの構造や設定内容の全体を把握している必要がある。本システムを開発した株式会社日立システムズが、唯一、把握している業者である。また、異なる業者がプログラムやパラメータの設定変更等を行った場合、既に対応済の保守事項との責任の所在が不明確になることや、給与支給のための設定変更で短時間で確実に対応ができなくなるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

そのため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定により、株式会社日立システムズと随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
統合校務支援グループ（電話番号06-6115-8059）

随意契約理由書

1 案件名称

校務支援システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

3 随意契約理由

校務支援システムは、「教員が子どもたちと向き合う時間を創出する」、「学校における情報セキュリティの向上を図る」など時代に即した学校の情報環境整備を目標に平成 25 年度よりグループウェア機能、校務支援機能、コミュニケーション機能等を導入している。

校務支援システムは、日本電気株式会社よりサービス提供されており、そのプログラム等具体的な内容は、他業者には知りえないものであるため、日本電気株式会社が本業務を行うことができる唯一の業者である。

以上の理由により、本案件について地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号の規定により日本電気株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
(電話番号 06-6115-8059)

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度図書館情報ネットワークシステム運用保守業務委託

2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社 大阪第一ビジネス統括部

3 随意契約理由

大阪市立図書館情報ネットワークシステム（以下、「本システム」とする。）については、平成24年度に総合評価一般競争入札により開発および運用保守業務を行う事業者選定を行い、富士通株式会社（簡易吸収分割により令和3年4月1日付で富士通 Japan 株式会社に事業移管）と平成24年11月9日付けで契約を締結後、導入に至った。本システムは、令和2年1月に現行資産を活用した機種更新を行い、令和6年12月31日まで使用する予定である。

平成24年度から平成25年度はシステム開発を、平成26年度以降は運用保守にかかる業務を委託しており、令和3年度においても保守・運用支援業務を委託するものである。

本システムは、富士通株式会社が保有するパッケージソフトを基に、システム構成・操作性の最適化を図り、設計・プログラミング・運用テストを繰り返し行い、開発したシステムである。そのため同社保有の技術によって、図書館情報ネットワークシステムとしての性能を維持継続し、一貫した責任を持たせる必要がある。

したがって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない場合）に該当するため、富士通 Japan 株式会社との特名随意契約とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

中央図書館 企画・情報担当（電話番号 06-6539-3325）

随意契約理由書

1 案件名称

施設整備業務管理システム改修業務委託

2 契約の相手方

株式会社サイバーブルー

3 随意契約理由

本業務を請け負うにあたっては、システム内容、使用機器の構成、電算処理手法等について十分理解し、障害発生時には迅速かつ的確に対応できることが必要不可欠である。

上記業者は、「施設整備業務管理システム」の開発業者であり、本システムの既存の機能やアプリケーションについても熟知しており、確かな実績を有している唯一の業者である。

施設整備業務管理システムは、上記業者と平成31年4月1日に「施設台帳図面管理システム」運用保守業務として、保守点検契約を令和6年3月31日まで締結していることから、上記以外の業者が改修を行った場合、責任の所在が不明確になるため、保守点検契約と一貫性を図るためにも上記業者しか本業務に対応する事業者がいない。

さらに、他者へ委託をした場合、ゼロからの機能開発になるため、膨大な時間と経費が必要になることが予想され、既存の機能の運用及びシステムの稼働自体に著しい支障が生じる恐れがある。

よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当するものとし、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部施設整備課（電話番号 06-6208-9094）

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度大阪市立学校児童・生徒心臓検診診察・判定業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

一般社団法人大阪府医師会

3 随意契約理由

本業務は児童・生徒の心臓疾患について心電図の判読および診察等により判定を行うものであり、小児循環器内科の専門医による実施が不可欠である。

全市立学校児童生徒の心臓検診の判定については、学校間での判定結果の差異をなくすため、統一的に対応できる事業者へ一括で委託する必要がある。

また、児童生徒の健康診断については、学校保健安全法により毎年6月30日までに完了しなければならないと定められている。

本市は学校数・児童生徒数が多いことから、診察を行う医師についても多数の人員が必要である。

上記の理由により、心臓検診に精通した府内各地の大学病院等の専門医を統括している一般社団法人大阪府医師会に本事業を委託する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 保健体育グループ

（電話番号 06-6208-9141）

随意契約理由書

1 案件名称

医療費援助事務機械計算業務委託

2 契約の相手方

T I S株式会社

3 随意契約理由

本件については本業務機械計算にあたりシステムを使用しているが、当該システムは一部に上記業者のプログラムを使用しているため、上記以外の業者が使用することができない。

上記以外の業者での入力作業を行うには本市の発行している学校医療券の様式と各医療機関に付番している医療機関コードとを連携させた新たなシステムの構築と現在蓄積し使用している振込先情報の入力を行う必要がある。このため、他者と契約を行うとシステム設計費用をあらためて計上する必要があるが生じる。

さらに、本業務の成果物の一つである「支払通知書」については、本市の支払い先である各医療機関あてに送付しているものであり、契約相手方の変更により仕様が変更された場合、各医療機関側での事務手続きにも支障をきたすこととなる。

上記2点については今後の課題であるが、本業務機械計算にかかるシステムを使用することができるのが上記業者に限られることにより、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当（電話番号 06-6208-9141）

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度 学校ガスヒートポンプ空調機保守点検業務委託（通常点検）

2 契約の相手方

大阪瓦斯株式会社

3 随意契約理由

ガスヒートポンプ空調機は、電気式エアコンやテレビ等家電製品の普及に伴い増加し続ける電気需要量を削減するため、国からの要請を受け「一般ガス事業者」である東京ガス（株）と大阪瓦斯（株）が共同で開発したガス利用式空調機である。技術提供によりヤンマー等のエンジン製造会社でも製作を行っているが、製作機種以外の保守点検は行っていない。

現在、大阪市域での設置工事は大阪瓦斯（株）が行っており、また、空調機を24時間体制で保守点検業務を実施できるのは、大阪瓦斯（株）であることから特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の2 第1項2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課（電話番号 06-6208-9094）

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度 学校ガスヒートポンプ空調機フロン定期点検業務委託

2 契約の相手方

大阪瓦斯株式会社

3 随意契約理由

学校に設置しているガスヒートポンプ空調機の保守点検については、大阪市域での設置工事を行っている大阪瓦斯（株）と特名随意契約を締結している。平成27年4月1日より施行されている「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（略称：フロン排出抑制法）に基づくGHP空調機の定期点検は、同ガスヒートポンプ空調機保守契約に付随する業務であり、現に契約履行中の業者に引き続き実施させたとき、経費の節減が確保できる等有利であるため、大阪瓦斯（株）と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の2 第1 項 6 号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課（電話番号 06-6208-9081）

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度 高等学校普通教室にかかるガスヒートポンプ空調機保守点検業務委託

2 契約の相手方

大阪瓦斯株式会社

3 随意契約理由

ガスヒートポンプ空調機は、電気式エアコンやテレビ等家電製品の普及に伴い増加し続ける電気需要量を削減するため、国からの要請を受け「一般ガス事業者」である東京ガス（株）と大阪瓦斯（株）が共同で開発したガス利用式空調機である。技術提供によりヤンマー等のエンジン製造会社でも製作を行っているが、ヤンマー等の製造会社では保守点検業務を行っていない。

現在、大阪市域での設置工事は大阪瓦斯（株）が行っており、また、空調機を24時間体制で保守点検業務を実施できるのは、大阪瓦斯（株）であることから特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課（電話番号 06-6208-9081）

随意契約理由書

1 案件名称

プールろ過機保守点検業務委託

2 契約の相手方

光伸株式会社

3 随意契約理由

プールろ過装置は、ポンプによりプール水を引き出し、不純物を取り除いた後、プールへ還流するものであり、プール使用期間中は常時使用している。

ミウラ化学装置株式会社製ろ過装置は、そのろ過システムにおいて特許を取得しており、同社製ろ過装置の保守は専門の知識を要するため、同社の専属代理店以外にて実施することは困難である。

光伸株式会社は、ミウラ化学装置株式会社製ろ過装置の唯一の専属代理店契約相手方であるため、光伸株式会社に本業務を委託するもの。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター学務担当

(維持運営費グループ：電話 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度工芸製作体験普及事業業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人大阪教育文化振興財団

3 随意契約理由

本事業は、生涯学習において市民一人ひとりが、主体的にその生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所で学習することができるよう、そのきっかけづくりが大切とされている観点から、小・中・高等学校並びに地域子ども会、PTA、老人会等の地域で活動している団体等を対象に、専門性の高い指導者により大阪の歴史と風土に育まれてきた伝統工芸品や地域の素材を生かす手仕事としての工芸を学習資源として活用し、ものづくりの体験や学びの機会を提供するものである。個人の多様な体験や学習を図るだけでなく、学びの場や居住場所等の共通のコミュニティで参加することで参加者同士のつながりが深まることで生涯学習の振興に資することを目的としている。

かかる事業目的を最大限に達成するためには、民間事業者の持つ高度で専門的な技術力や知識が必要であるとともに、豊かな芸術性・斬新な創造性が求められるところである。

よって、価格のみによって業者選定する一般競争入札や公募型指名競争入札では、今回の委託業務について業者を選定することができない。また、価格点と技術点のみによる総合評価方式では、事業目的を達成するために最適な企画提案を選定することは困難であることにより、今回の業務委託については公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、一般財団法人大阪教育文化振興財団と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当（電話番号 06 - 6539 - 3352）

随意契約理由書

1 案件名称

人事異動に伴う校園ネットワークシステム用パソコン移設作業業務委託

2 契約の相手方

(株) 大塚商会 LA関西営業部

3 随意契約理由

本業務は校園ネットワークシステムで使用するパーソナルコンピュータ、プリンタ並びにそれらを接続するケーブル等の人事異動に伴う移設後のLAN回線ケーブルの設置、ハードウェア等との接続及び設定調整作業を行うことを目的とする。

移設する端末については、平成29年度に「校園ネットワークシステム用校園端末装置等一式 長期借入」(契約相手方：日立キャピタル株式会社)により借入・端末保守契約を行っている端末であり、所有権は借入業者にある。そのため、借入業者が指定する業者以外には本業務の履行が不可能である。

したがって、前記業者より機器の設置・設定業務を指定されている株式会社大塚商会 LA関西営業部以外に行えないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
学校園ネットワーク基盤グループ (電話番号 06-6115-8081)

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度吹奏楽講習会企画運営業務委託

2 契約の相手方

公益社団法人大阪市音楽団

3 随意契約理由

公募型プロポーザル方式により、応募事業者からの企画提案書及びプレゼンテーションに基づき審査を実施した結果、上記の者を委託予定事業者として適格として選定した。よって上記業者と特名随意契約を締結するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当（電話番号 06 - 6539 - 3347）

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度吹奏楽合同鑑賞会企画運営業務委託

2 契約の相手方

公益社団法人大阪市音楽団

3 随意契約理由

公募型プロポーザル方式により、応募事業者からの企画提案書及びプレゼンテーションに基づき審査を実施した結果、上記の者を委託予定事業者として適格として選定した。よって上記業者と特名随意契約を締結するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当（電話番号 06 - 6539 - 3347）

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度就学事務システムの改修（希望調査結果通知の改修対応）にかかる
業務委託

2 契約の相手方

㈱エヌ・ティ・ティ・データ関西

3 随意契約理由

当該システムは住民基本台帳等システム内に存在し、その前身である住民基本台帳・外国人登録等事務システムについては、平成12年の指名競争入札により株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下NTTデータ）と開発委託契約を締結のうえ開発を行った。その後平成17年にNTTデータから株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西（以下NTTデータ関西）へ営業譲渡が行われ、それにもない本市住民基本台帳等システムの運用や仕様変更業務等についてもNTTデータの唯一の引き継ぎ先であるNTTデータ関西が行ってきたところである。

就学事務システムの仕様変更等を行うにあたって、他社に仕様変更業務委託を行うとなると、稼働しているシステムの解析から行うことになり、稼働中のシステムを停止してテスト等を行う必要が生じ、日々のシステム運用に支障をきたすこととなる。

また、本仕様変更業務は、業務要件上通常の開発規模から想定される工期よりも相当短期間で行わなければならない、極めて効率的な工程が要求されるため、現行システムの仕様の細部まで熟知していることが必要になる。

また、本システムの著作権については、開発委託契約に基づき基本的には本市に移譲されているが、その一部については同社に留保されている。そのため同社が著作権を留保している部分に関する設計資料等の第三者への開示ができず、本システムの改修は同社しか行えないものである。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、NTTデータ関西と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局総務部学事課（電話番号 06-6208-9114）